

令和元年 10 月 1 日スタート
幼児教育・保育無償化にかかる
ご利用者の手引き

〔公立こども園用〕

令和元年 10 月

習志野市 こども部 こども保育課

始めに（認定子ども園無償化の概要）

令和元年 10 月開始の幼児教育・保育の無償化は 3 歳児～5 歳児クラスまで月々の保育料が無償化されるとともに、下記に該当する場合は、預かり保育料、給食費（食材料費）の一部が無償化されます。

費用項目	無償化の内容	対象者
保育料	無償	3 歳児～5 歳児クラス ＝全ての子ども
預かり保育料	月 11,300 円まで無償	保育が必要な子ども ※事前に認定（新 2 号認定）が必要になります。
給食費（食材料費）	無償	年収 360 万円未満世帯若しくは第 3 子以降等 ※対象者には市から通知します。 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;">1 号短時間児、2 号長時間児のみ 3 号 0 歳クラス～2 歳児クラスはこれまで通り保育料に含まれます。</div>
その他実費負担分	これまで通り（無償化対象外）	—

※長時間児の延長保育 18：00～19：00 につきましては、今般の国の無償化の制度改正の中では無償化の対象とされておりません。こちらはこれまでの市単独助成の取り扱い（無償）としています。

1. 保育料について

3 歳児クラスから 5 歳児クラスの保育料については、全額無償化されます。そのため、今後は市へのお支払いが不要となります。

長時間児の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスはこれまでと変更はありません。

なお、0 歳児クラスから 2 歳児クラスの子どもで、第 2 子以降の軽減措置を受けていた場合は、これまで通り継続されます。

対象者

預かり保育の無償化対象になるには、保育が必要とされる給付認定（新 2 号認定）を受ける必要があります。認定を受けるには、昼間を原則として、月 64 時間以上の就労など、保育にあたれない要件（①～⑧）が必要です。

この要件は、これまで、保育所・こども園（長時間児）の支給認定要件と同様です。

◇認定要件

事由	
①就労	家庭内外を問わず、日中仕事をしているため、月 64 時間以上、児童の保育にあたれない。
②出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。(出産予定月の前々月から出産後 57 日目の月末までが、対象となります)
③疾病又は障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④同居親族の介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、その介護のために児童の保育にあたれない。
⑤被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥求職中	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (認定後、60 日以内に就労を開始することが条件となります)
⑦就学	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。(通学にて月 64 時間以上を満たしていることが条件となります)
⑧育児休業	母親が下の児童の育児のため、上の児童の保育にあたれない。

補助額

保育が必要な子どもの新 2 号認定者は、月額 11,300 円まで無償化されます。

こちらは、単純に 11,300 円まで無償化されるのではなく、1 日あたり 450 円を上限に無償化される制度となっています。そのため現行の預かり保育料を改定しています。

【利用料金】

利用時間	現行	無償化後	
		1号認定子ども	新2号認定子ども
利用料 2 時間	340 円	450 円	無償 (11,300 円=月 25 日分まで)
利用料 3 時間	510 円		
半日	560 円	450 円	無償 (11,300 円=月 25 日分まで)
一日	1,120 円	900 円	450 円 上限額 450 円を超えた部分 (450 円) は実費負担となります。

→無償化対象者(新 2 号=保育が必要な子ども)は長期休み期間中の一日預かりのみ実費負担(450 円)となります。

→無償化対象外(1 号=保育が必要ではない子ども)は新単価(平日 450 円、長期休み期間中半日 450 円、1 日 900 円)となります。

— 特例が適用されます —

現時点で、「預かり保育を実施していない場合」若しくは「預かり保育の提供時間や日数が一定の要件に該当する場合（教育時間を含む平日の預かり保育時間の提供時間が 8 時間未満または年間開所日数が 200 日未満）」は、特例として、他の認可外保育施設等の利用分も含めて上限額（月 11,300 円）まで無償化されます。

公立こども園では、預かり保育の開所日数が 200 日に満たないため、この特例が適用されます。なお、現在 200 日実施に向けて検討中でありますので、**年 200 日の実施体制を整えた年度につきましては、特例は適用されませんのでご注意ください。**

（令和元年度中は適用されます）

※認可外保育施設等とは・・・認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター等になります。

○無償化のパターン①：預かり保育を 15 日利用した月の場合

対象	預かり利用料 1 日	利用日数 15 日利用	計	認可外保育施設等の無償化範囲 (預かり 200 日未満実施の特例)
無償化対象 子ども (1号かつ新2号)	450 円	15 日	6,750 円 →無償	<u>4,550 円まで認可外保育施設等分の利用が無償</u> (11,300 円－6,750 円)
無償化対象外 子ども (1号)	450 円	15 日	6,750 円 →お支払い	—

○無償化のパターン②：長期休み期間 預かり保育半日 5 日、1 日 5 日利用した月の場合

対象	預かり利用料 半日	預かり利用料 1 日	利用日数 半日利用 5 日 1 日利用 5 日	計	認可外保育施設等の無償化範囲 (預かり 200 日未満実施の特例)
無償化対象 子ども (1号かつ 新2号)	450 円	900 円 →450 円のみ 無償 →450 円 お支払い	半日 5 日 1 日 5 日	4,500 円 →無償 2,250 円 →お支払い	<u>6,800 円まで認可外保育施設等分の利用が無償</u> (11,300 円－4,500 円)
無償化対象 外子ども (1号)	450 円	900 円	半日 5 日 1 日 5 日	6,750 円 お支払い	

※認可外保育施設等の無償化範囲にかかる利用については、1 日あたりの上限額はありませぬ。

注意：こども園の預かり保育にかかるおやつ代 (20 円)・昼食代 (245 円) は無償化の対象外になります。

請求・支払い

預かり保育分は無償化の対象外の方、また無償化の対象者の方で長期休み期間の 1 日利用（預かり保育料 900 円-無償化上限額 450 円=支払額 450 円）の場合は、これまで通り保護者が預かり保育料を支払います。

新たに発生する請求手続きについては、無償化対象者が、認可外保育施設等（一時保育・病児保育・ファミサポ）を利用した場合のみ必要になります。

（一旦お支払した、認可外保育施設等の費用について、市から償還払いをする場合に、手続きが必要になります）

○請求方法：3 か月ごと償還払い（10 月～12 月分、1 月～3 月分、4 月～6 月分、7 月～9 月分）

【手続き】

請求手続きをする 3 か月に 1 回、以下の手続きが必要になります。

【手続き手順】

- ①認可外保育施設等へ「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書発行依頼書」を提出してください。※ファミリー・サポート・センターの場合は提出不要です。

注意！

認可外保育施設等は、無償化の対象者（新 2 号認定）であるか、情報を持っていません。そのため発行依頼書を提出することにより、無償化の対象者を把握し、必要書類を発行することになります。

- ②認可外保育施設等から「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書発行依頼書」が発行されます。

↓

- ③こども園から、「施設等利用費請求書」・「特定子ども・子育て支援に係る提供証明書」が配布されます。

↓

- ④こども園へ必要書類を提出します。

- 「施設等利用費請求書」

見本を参照し、必要事項を記入してください。

- 認可外保育施設等が発行する

「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書」

※ファミリー・サポート・センターの場合は「援助活動報告書」

- こども園が発行する

「特定子ども・子育て支援に係る提供証明書」

- 預金通帳の写し

支店名と口座番号がわかるページを初回と変更時のみ提出してください。

↓

⑤市で確認後、指定口座へお振込みいたします。

(請求に基づいてお支払いするため、振込にかかるご案内通知はございません。

申請書類の不備・不足等がある場合、対象とならない場合、ご連絡します)

【請求時期】

認可外保育施設等分をこれまで通り、お支払していただいた後、3か月分まとめて、こども園経由で市へ申請します。

- ①10月～12月分 1月申請 (提出期限はこども園からご連絡します)
- ②1月～3月分 4月申請 (提出期限はこども園からご連絡します)
- ③4月～6月分 7月申請 (提出期限はこども園からご連絡します)
- ④7月～9月分 10月申請 (提出期限はこども園からご連絡します)

3. 食材料費について

3歳児クラス～5歳児クラスの給食食材料費については無償化の対象外とされたため、1号短時間児・2号長時間児いずれもお支払いいただきます。

なお、0歳児～2歳児クラス(長時間児)については、これまで通り保育料のなかに給食食材料費が含まれており、変更はありません。

クラス	1食単価	内訳		
		主食	副食	預かり保育おやつ
短時間児 3歳～5歳児クラス	245円	35円	210円	20円
長時間児 3歳～5歳児クラス	265円	35円	230円 ※おやつがない 土曜日は210円	※おやつは副食に含む

【給食の利用停止について】

以下の手続きをした場合、それに係る給食費が減免されます。

- ①5日以上給食を停止する場合は、給食を実施する3日前までに停止届を提出してください。
- ②4日以下の場合は、給食を実施する3日前までにお申し出ください。

【給食食材料費の無償化について】

以下に該当する場合は給食食材料費が全額免除されます。対象者は市から事前に通知します。

対象者

下記（１）、（２）、（３）のいずれかに該当する場合は給食食材料費全額が免除

区分	認定区分	基準
（１）年収 360 万円未満世帯	1号短時間児（新2号も含む）	市区町村民税所得割額 77,101 円未満世帯
（２）第 3 子以降	1号短時間児（新2号も含む）	小学校 3 学年終了前こどもの数で 3 人目以降
（３）市町村民税を課されない者に準ずる者 【新規追加】	1号短時間児（新2号も含む）	①市町村の条例により市町村民税を免除された者 ②未婚の父母であることから、市町村民税の課税対象とならない者 ③生活保護法による被保護者と児童福祉法上の里親

※急遽（３）に該当する状況となった場合につきましては、個別にご連絡ください。

※上記（１）、（２）、（３）のいずれかに該当する場合で、かつ新 2 号認定（保育が必要な子ども）については、預かり保育にかかるおやつ代、昼食代を免除します。

（今般の無償化の制度では減免の対象外となっていますが、長時間児（おやつは副食に含まれ減免対象）との公平性の観点より、市補助により減免します）

4. その他費用について

・こども園に直接お支払いいただいていた実費負担分（新入園用品代、鹿野山宿泊保育代バス遠足代、日本赤十字振興会掛金 等）は、これまで通り実費負担となります。